

【通常パターン】

1人の児童が複数の事業所を利用した場合の上限額管理記入例
→上限額管理事業所は、国保連電子請求受付システムで管理結果表を作成し、関連事業所に送付するとともに、請求月10日までに国保連に送信する。

利用者負担上限額管理結果票

平成 2 5 年 0 4 月分

市町村番号	4 0 1 3 0 7	指定事業所番号	4 0 5 0 1 0 2 5 8 8
受給者証番号	2 2 0 7 8 5 4 6 ☆ ☆	管理事業所	
支給決定障害者等氏名	福岡 太郎	事業所及び受給者証に記された保護者の氏名	X事業所
支給決定に係る障害児氏名	福岡 一郎		

利用者負担上限月額 9 3 0 0

利用者負担上限額管理結果 1

- 1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。
- 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。
- 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

項番	1	2			
事業所番号	4050102588	4050102577			
事業所名称	X事業所	Y事業所			
総費用額	1 0 0 0 0 0	5 0 0 0 0			
利用者負担額	9 3 0 0	5 0 0 0			
管理結果後利用者負担額	9 3 0 0	0			

【注意】必ず上限額管理開始月以前に利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書を受給者証発行窓口へ提出してください。※提出がない場合、請求は返戻になります。

項番	支給決定者(=保護者)に支援提供した事業所を、通常は、総費用額の多い順に左から記入します。									
事業所番号										
事業所名称										合計
総費用額										1 5 0 0 0 0
利用者負担額										1 4 3 0 0
管理結果後利用者負担額										9 3 0 0

上記内容について確認しました。

平成25年 4月 30日
支給決定障害者等氏名 福岡 太郎

【複数児パターン】

同一世帯に障がい児が複数存在し、異なる事業所にそれぞれ通所した場合の記入例

上限額管理結果票は国保連電子請求受付システムでは作成できないため、上限額管理事業所は紙等で作成した管理結果票を、関連事業所に送付するとともに、請求月10日までに福岡市(子ども発達支援課障がい児通所給付担当)へ郵送する。

利用者負担上限額管理結果票

平成 2 5 年 0 4 月分

市町村番号	4 0 1 3 0 7	指定事業所番号	4 0 5 0 1 0 2 5 8 8
受給者証番号	2 2 0 7 8 5 4 6	管理事業所	
支給決定障害者等氏名	福岡 太郎	事業所及び 受給者証に記された保護者の氏名	X事業所
支給決定に係る障害児氏名	福岡 一郎 福岡 次郎	の名称	

利用者負担上限月額	9 3 0 0
-----------	---------

利用者負担上限額管理結果	1
--------------	---

- 1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。
- 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。
- 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

項番	1	2			
事業所番号	4050102588	4050102577	事業所名称の下に利用児童名も記入してください		
事業所名称	X事業所	Y事業所			
利用児	一郎	次郎			
総費用額	1 0 0 0 0 0	5 0 0 0 0			
利用者負担額	9 3 0 0	5 0 0 0			
管理結果後利用者負担額	9 3 0 0	0			

【注意】必ず上限額管理開始月以前に利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書を受給者証発行窓口へ提出してください。提出がない場合、請求は返戻になります。

項番	支給決定者(=保護者)に支援提供した事業所を、通常は、総費用額の多い順に左から記入します。										合計		
事業所番号													
事業所名称													
総費用額											1	5	0
利用者負担額											1	4	3
管理結果後利用者負担額												9	3

福岡市に提出する利用者負担管理結果票については、確認欄の支給決定障害者等の記名押印は不要です。ただし、上限額管理事業所において、確認欄の記名・押印をした上限管理結果票の保管が必要。

上記内容について確認しました。

平成25年 4月 30日

支給決定障害者等氏名 福岡 太郎

【複数児パターン】

同一世帯に障がい児が複数存在し、同じ事業所にそれぞれ通所した場合の記入例

上限額管理結果票は国保連電子請求受付システムでは作成できないため、上限額管理事業所は紙等で作成した管理結果票を、請求月10日までに福岡市(こども発達支援課障がい児通所給付担当)へ郵送する。

利用者負担上限額管理結果票

平成 2 5 年 0 4 月分

市町村番号	4 0 1 3 0 7	指定事業所番号	4 0 5 0 1 0 2 5 8 8
受給者証番号	2 2 0 7 8 5 4 6	管理事業所及び 受給者証に記された保護者の氏名	X事業所
支給決定障害者等氏名	福岡 太郎	の名称	
支給決定に係る障害児氏名	福岡 一郎 福岡 次郎		

利用者負担上限月額 9 3 0 0

利用者負担上限額管理結果 1

- 1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。
- 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。
- 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

項番	1	2			
事業所番号	4050102588	4050102577	事業所名称の下に利用児童名も記入してください		
事業所名称	X事業所	X事業所			
利用児	一郎	次郎			
総費用額	1 0 0 0 0 0	5 0 0 0 0	【注意】必ず上限額管理開始月以前に利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書を受給者証発行窓口へ提出してください。提出がない場合、請求は返戻になる場合があります。ただし、同一世帯の複数障がい児が同一の施設に通っている場合、上限額管理加算は算定できません。		
利用者負担額	9 3 0 0	5 0 0 0			
管理結果後利用者負担額	9 3 0 0	0			

項番	支給決定者(=保護者)に支援提供した事業所を、通常は、総費用額の多い順に左から記入します。										合計					
事業所番号																
事業所名称																
総費用額											1	5	0	0	0	0
利用者負担額											1	4	3	0	0	
管理結果後利用者負担額											9	3	0	0		

福岡市に提出する利用者負担管理結果票については、確認欄の支給決定障害者等の記名押印は不要。ただし、上限額管理事業所において、確認欄の記名・押印をした上限管理結果票の保管が必要。

上記内容について確認しました。

平成25年 4月 30日

支給決定障害者等氏名 福岡 太郎